3/30□□□

【まとめ】

国民が適切に政策形成に参加するためには，公的情報が国民に対して十分に公開されていることが不可欠です。公的な情報の公開と，知る権利の保障は，民主主義の根幹です。特定秘密保護法は，国民を重要な情報から遠ざける法律です。必要なのは，むしろ，情報の公表・公開を進めること情報管理を適正化するシステムを作ることです。

こちらの市民学習会で当事務所の弁護士伊須慎一郎が講演を致します。

◆日時

２０１８年3月３０日（金）１８時３０分～

◆会場

滋賀弁護士会館←クリックすると地図が出ます

大津市梅林1丁目3-3

◆講師

伊須慎一郎弁護士

2014年度埼玉県弁護士会副会長

安保法制違憲国賠訴訟、自衛官えん罪国賠請求事件などに取り組む

◆申込方法

事前申込不要（先着**100**名様）

◆参加費

無料

◆主催

滋賀弁護士会

◆お問い合わせ

滋賀弁護士会

TEL:077-522-2013

ちらしはこちら⇒滋賀弁護士会市民学習会「あらためて特定秘密保護法の危険性を問う」